

求人申請などについて

○ 求人の申し込み

求人票に記載された労働条件は、“応募者”にはそのまま採用後の労働条件となることが期待されています。

求人事業主と応募者との間で、募集・採用にあたって、トラブルを防止する観点から、求人条件を十分にご検討していただき、正確かつ最新の内容でお申し込みされるようお願いいたします。

やむを得ず、**当初の求人条件を変更**するに至った場合は、応募者に対し、可能な限り速やかに変更内容の明示及び説明を行うとともにハローワークへその旨をご連絡ください。

○ 求人票の紹介期限

求人票の「紹介期限」は、原則、求人受理をされた月の翌々月末になります。

「紹介期限」を経過後、引き続き紹介を希望される場合は、求人の更新手続きを行っていただく必要があります。

○ 求人更新における“事前申請”のご案内

(注)有効期間延長のお申し込みではありません。

紹介期限が到来する求人を引き続き公開希望される場合、毎月の求人作成業務の繁忙期を過ぎた**紹介期限日の属する月の21日から**事前に受付を行っております。その際は、以下の方法によって「〇月更新分」と表示の上、申請ください。

i 「求人者マイページ」から更新手続きを行う場合
「選考方法」項目内の「ハローワークへの連絡事項」欄に、「〇月更新分」と表記ください。

ii 「FAX」から更新手続きを行う場合
「FAX申込書」の「変更事項」項目内の「その他」欄に、「〇月更新分」と表記ください。

※ 現在、ハローワーク鹿児島において、求人更新手続きが紹介期限の翌月初めに集中する状況が続いており、求人公開にお時間をいただいている状況です。事前申請へのご協力をお願いいたします。

(例) 紹介期限「5月31日」の場合、「5月21日」から更新申請が可能です。